

特定自主検査に関する業務規程

検査代行機関等に関する規則第 19 条の 15 第 3 号の規定に基づく「特定自主検査の業務に関する規定」を次のように定める。

(検査業者の責務)

第 1 条 特定自主検査(以下「検査」という。)の業務の関係者は、その業務の重要性及びその社会的使命を十分認識するとともに、労働安全衛生関係法令及びこの規定を遵守し、誠実に責務を遂行するものとする。

(機械等の種類)

第 2 条 検査を行うことができる機械等の種類は、次に掲げるものとする。

- イ 不整地運搬車
- ロ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用・掘削及び解体用）
- ハ 同上（締固め用）
- ニ 高所作業車

2 検査は、前項に掲げる機械に対し、法定の検査項目について、労働大臣公示の検査指針に示され方法によって検査を行い、同指針の示す判定基準に従って検査結果を判定するものとする。

なお、判定基準として掲げられている「メーカーの指定する基準値」については、これを記入した検査判定基準値表を備えるものとする。

(代表者の責務)

第 3 条 代表者は、自らが、本社における特定自主検査業務の最高責任者として本社統括責任者となるか、又は代表者に準ずる者を本社統括責任者として選任する。

2 本社統括責任者は、本社の関係部署を指揮監督し、次に掲げる職務を行うものとする。

イ 各検査事務所（第 5 条に定めるものをいう。以下同じ）ごとに最高責任者（支店長、営業所長等）を「検査事務所統括責任者」とし、これを指揮監督して検査業務を運営すること

- ロ 検査事務所が検査を行う機械等、検査に係る事項を業務規程に定め、検査実施状況を管理すること
- ハ 検査事務所における検査者を指名し、その配置状況を管理し、検査者が不足しないように、定期的に検査者の養成を図ること
- ニ 新任の検査事務所統括責任者及び関係部署の管理者に対し、検査の制度及び業務管理について、管理研修を実施すること、又は関係団体が開催する研修会に参加させること
- ホ 現任の検査事務所統括責任者及び関係部署の管理者に対し、特定自主検査に関する意識高揚のための教育を行うことと、又は関係団体が開催する研修会等に参加させること
- ヘ 検査者の意識高揚及び資質向上のための教育を行うことと、又は関係団体が開催する研修会に参加させること
- ト 検査業者登録事項の変更、検査業務の休廃止及び業務規程の変更に
関する業務を行うこと
- チ 特定自主検査実施状況報告書を長野労働基準局長に提出するための
事務を行うこと
- リ 各検査事務所に対し、定期的に検査業務に関する監査指導を実施し、
必要な改善措置を講ずること
- ヌ その他検査の実施及び運営に関すること

(検査事務所統括責任者の職務)

第4条 検査事務所統括責任者は、検査事務所の業務全般を管理し、次に掲げる業務を行うものとする。

- イ 検査の受付、着手、完了等の業務を検査日報等により適正に管理すること
- ロ 検査を行う機械の種類ごとに検査者を定め、検査事務所内に検査者名の一覧表を掲示すること
- ハ 検査者に、検査実施時、当社の定める検査者標識（腕章等）を着用させること
- ニ 検査結果の証明書（特定自主検査記録表と兼用するもの。以下、「証明証」という。）の内容を点検し、「責任者」欄に捺印の上、当該証明書を発行すること
- ホ 検査済標章の購入、受払い及び発行等の業務を管理すること

- へ 検査機器の管理を行うこと
 - ト 検査料の請求及び収納の業務を管理すること
 - チ 日常業務において検査者の能力向上及び意識高揚のため教育を行うこと又は関係団体が開催する研修会等に参加させること
 - リ 特定自主検査実施状況報告書の作成のために必要な報告を行うこと
 - ヌ 第13条に定める検査業務に関する帳簿等を管理すること
 - ル その他検査の実施及び運営に関すること
- (検査事務所)

第5条 検査の業務を行うため検査事務所を設置する。

2 検査事務所の名称、所在地並びに検査を行う機械等の種類は次に掲げるとおりとする。

検査事務所の名称	所 在 地	検査を行うことのできる機械の種類
フジヤ機工(株) 伊那検査事務所	長野県上伊那郡南箕輪 村神子柴7408の1	第2条に掲げる機械
諏訪検査事務所	長野県諏訪市中洲神宮 寺567-4	第2条に掲げる機械

(検査者数)

第6条 検査を行う機械の種類により検査事務所に次に定める人数以上の検査者を配置する。

イ	不整地運搬車	2人
ロ	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用）	3人
ハ	同上（締固め用）	2人
ニ	高所作業車	2人

(検査機器)

第7条 検査事務所に次に定める検査機器を1以上配備するものとする。

- イ シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計
- ロ 回転計
- ハ シックネスゲージ
- ニ ノズルテスター
- ホ 油圧装置の圧力を測定する圧力計
- へ 電圧計
- ト 電流計
- チ 探傷器
- リ 摩耗ゲージ

2 検査者は、検査に際しては前項の検査器を使用し、適切な検査を行うものとする。

(検査を行う場所)

第8条 検査は、検査事務所において行うもの及び依頼者の指定する場所において行うもの（以下「出張検査」という。）とする。

(検査料の額)

第9条 検査料の額は、機種に応じて別紙1のとおりとする。ただし、その額を変更しようとするときは、長野県労働基準局長にこの規定の変更を報告し、改正規定施行日から変更を行うものとする。

2 検査料の額は、機種別に、検査事務所の受付窓口その他依頼者の見易い場所に掲示するものとする。

- 3 検査料は、検査を行うための費用とし、補修費、部品費、油脂燃料費、運送費、代車費及び洗車費は含まないものとする。
- 4 検査の結果、異状が認められ補修が必要な場合は、依頼者に対して、補修等の料金について予め概算見積書を交付し、依頼者の承諾を確認したうえで補修等を行うものとする。

概算見積書交付後における追加整備その他による見積金額の増額変更についても、事前に依頼者の承諾を得るものとする。

- 5 道路運送車両法第 48 条 1 項の適用を受ける機械であって、同法の規定に基づいて点検が行われている場合には、当該点検を行った部分の検査を省略し、検査料を所要工数に応じて減額する。
- 6 出張検査については、検査料とは別に次の料金を請求するものとする。
 - イ 検査サービス料……検査事務所から検査実施場所までの往復距離（単位；km）について 1 km 当たり 1 2 0 円
 - ロ 旅費実費……有料道路の使用料、鉄道料金等の実費

（検査料の収納方法）

第 1 0 条 検査料は、検査の終了後毎月依頼者の直近締日に締切って請求書を送付し、現金又は銀行振込みによって収納するものとする。

（証明書の発行等）

- 第 1 1 条 検査を終了したときは、速やかに、(社)建設荷役車両安全技術協会作成記録表を作成し、証明証として交付するものとする。
 - 2 交付にあたって、検査事務所統括責任者は、証明書の責任者欄に捺印し、責任者が閲覧していることを証するものとする。
 - 3 検査の結果、異常を認めたときは修理等についての指導・助言を行うほか、必要に応じ事業者への要請事項を証明書に記入して交付するものとする。
 - 4 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、「補修等の措置内容」欄に補修箇所、補修日時、補修の方法、部品取替えの状況等を記載するものとする。
 - 5 検査証明書の再発行の申し込み（別紙様式 3）があったときは、検査台帳及び検査証明書発行控えを確認のうえ再発行するものとする。再発行手数料は、1 件につき 5,000 円とする。

(検査標章の貼付)

第12条 検査を終了したときは、直ちに検査標章を貼付するものとする。

貼付にあたっては、建設荷役車両安全技術協会が指導する統一貼付位置を外れないように留意するものとする。

なお、検査の結果異常を認めるときは、依頼者に補修等の義務があることを指導し、第9条4項に定める概算見積書の交付を行って承諾を確認したうえ、補修等の措置を講じた後に検査標章を貼付するものとする。

- 2 検査標章の再発行の申し込み（別紙様式3）があったときは、検査台帳により確認のうえ再発行する。ただし、損傷による再発行の場合は、先に貼付した標章と引換えに発行する。

再発行手数料は、1件につき5,000円とする。

(業務に関する帳簿等)

第13条 検査事務所に検査に関する帳簿等（以下「帳簿」という。）を備えるものとする。

- 2 帳簿の種類、様式及び保存の期間は、次に掲げるとおりとする。

帳簿の種類	様式	保存の期間
特定自主検査台帳 兼検査料収納簿 兼検査標章受払簿	別紙様式2のとおり	記録終了後5年
検査証明書控	別紙様式1のとおり	交付後3年
再交付申込書	別紙様式2のとおり	受付後3年

(検査標章の管理)

第14条 検査標章は、検査事務所において鍵のかかる金庫に保管するものとする。

- 2 検査標章の受払いを行うときは、検査事務所統括責任者の了承を得るものとする。
- 3 年を繰り越し、不要になった検査標章は全て破棄する。その際、受払簿には破棄した日付、破棄した検査標章の番号を記録するものとする。

(営業時間、休日等)

第15条 営業時間は、始業午前8時20分 終業午後5時40分とする。ただし、緊急かつ必要と認めるときは、これによらないことがある。

2 休日は、日曜日、国民の祝日、第2及び第4土曜日、盆(8月14日から8月16日まで)及び年末年始(12月31日から1月5日まで)とする。ただし、緊急かつ必要と認めるときは、これによらないことがある。

3 依頼者の要請により、営業時間外又は休日に検査を行ったときは、所定の検査料の25%割増の料金を請求するものとする。

(業務規程の備付け等)

第16条 検査事務所にこの業務規程を備付け、その内容を関係者に周知するものとする。

(本規定の変更)

第17条 この規定を変更しようとするときは、長野県労働基準局長に業務規程の変更報告を行うものとする。

付 則

第1条 この規定は、登録の日(昭和55年5月26日)から施行する。

第2条 この改正規定は、平成4年12月25日から施行する。

第3条 この改正規定(統括責任者の職務等)は、平成9年10月1日から施行する。

第4条 この改定規定は平成 年 月 日から施行する。